

審 議 会 等 一 覧

(1) 法令によるもの

平成22年4月1日現在

所管課	名 称	概 要	委員数
地域福祉課	島根県社会福祉審議会 ・民生委員審査、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、老人福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会 ・審査部会、健全育成部会、児童処遇部会、母子保健部会	○社会福祉法第7条第2項並びに第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	50人 (臨時委員28名を含む)
医療政策課	島根県医療審議会 ・施設整備、医療法人、感染症の各部会	○医療法第71条の2に基づき設置。医療法に規定された調査審議及び知事の諮問に応じた県の医療提供体制の確保に係る重要事項の調査審議に関する事務	22人 (専門委員1人含む)
	島根県地域医療支援会議	○医療法第30条の12第1項の規定に基づき設置。県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するための施策の企画調整、進行管理、評価に関する事務	25人
	島根県准看護師試験委員	○保健師助産師看護師法第25条に基づく准看護師試験合格者の決定その他准看護師試験に関する事務及び同法第15条に基づく准看護師の処分等に関する事務	14人
健康推進課	島根県国民健康保険審査会	○国民健康保険法第92条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など国民健康保険制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
	島根県後期高齢者医療審査会	○高齢者の医療の確保に関する法律第129条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など後期高齢者医療制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
高齢者福祉課	島根県介護保険審査会	○介護保険法第184条に基づき設置され、要介護認定など介護保険に関する保険者の処分に対する審査請求の審理事務	21人
障がい福祉課	島根県障害者施策推進協議会	○障害者基本法第26条第2項の規定による障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な調査審議及び施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	15人
	島根県障害者介護給付費等不服審査会	○島根県介護給付費等不服審査会条例に基づく、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障がい者又は障がい児の保護者が、県知事に対して行う審査請求の審理事務	10人

所管課	名 称	概 要	委員数
障がい 福祉課	島根県精神保健福祉審議会	○島根県精神保健福祉審議会条例に基づく精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の審議及び知事への意見具申に関する事務	9人
	島根県精神医療審査会	○精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による措置入院者等に係る入院の要否の審査、第38条の5第2項の規定による精神科病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に係る事務	20人
薬事衛 生課	島根県自然環境保全審議会温泉部会	○都道府県知事が、温泉法第28条の規定に基づき、温泉をゆう出させるための土地の掘削の許可、増掘及び動力装置の許可等を行うに際しての意見の審議に係る事務	10人
	島根県生活衛生適正化審議会	○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定による事項（適正化規定の認可の処分等）に関する事務。物価統制令第4条の規定による統制額の指定に係る事項（一般公衆浴場の入浴料金）の調査審議に関する事務	上限 10人
	島根県感染症診査協議会	○就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審査（3保健所に設置）	45人
	島根県公害健康被害認定審査会	○指定疾病の認定、補償給付に関する審査	10人

（２）条例によるもの

所管課	名 称	概 要	委員数
青少年 家庭課	島根県青少年問題協議会	○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議 ○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整	15人
障がい 福祉課	島根県ひとにやさしいまちづくり審議会	○島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づくひとにやさしいまちづくりに関する施策の総合的な推進に関し、必要な重要事項の調査審議に関する事務	10人

各種相談事業一覧

平成22年4月1日現在

事業名・職名	職務内容	設置場所等	人員
民生委員・児童委員	地域住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、援助を要する者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供、その他援助及び指導を行う。福祉事務所、児童福祉施設等関係機関と協力し活動を支援する。	市町村	2,004人
主任児童委員	児童の福祉に関し、関係機関・区域担当児童委員との連絡調整及び援助・協力をを行う。	市町村	273人
日常生活自立支援事業 (専門員・生活支援員)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々が、できるかぎり地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの相談・利用手続き・代行などの援助を行う。	市町村社会福祉協議会（県補助）	370人
福祉サービスに関する 苦情解決事業（島根県 運営適正化委員会）	福祉サービスに関する苦情について相談を受け付け、必要に応じて調査・あっせん案の作成を行い、苦情の解決を図る。	島根県社会福祉協議会（県補助）	1人
医療安全相談窓口	医療に関する相談や苦情を受け、相談者に対する情報提供や、必要に応じて関係する医療機関などへ連絡等を行う。	県庁医療対策課 各保健所	8人
小児救急電話相談 (#8000)	子どもの急病等への対応に関する医療相談 利用時間：平日 19:00～23:00、 土日祝 9:00～23:00	民間電話相談事業者 へ委託（看護師、医師が対応）	—
原子爆弾被爆者相談員	原子爆弾被爆者に対する各種健診の受診勧奨及び各種相談。	県原爆被爆者協議会（県内各地）	21人
戦没者遺族相談員	各種年金給付の受給に関する相談、指導及び関係機関との連携。	市町村	19人
戦傷病者相談員	戦傷病者に対する相談、指導。	市町村	7人
女性相談員	要保護女子の発見、相談指導。	女性相談センター 各児童相談所	11人
母子自立支援員	母子家庭及び寡婦に対する相談指導及び就業支援。	市町村	27人

事業名・職名	職 務 内 容	設置場所等	人 員
母子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)	母子家庭・寡婦の生活等に関する相談や職業紹介、各種支援事業の実施。	いきいきプラザ (県立東部総合福祉センター)	3人
子どもと家庭電話相談室	児童や家庭の問題に関する電話相談。 (フーダ ^o イ ^o ル・祝日・年末年始除く毎日9:00～21:30)		13人
身体障がい者相談員	身体障がい者の更生、援助の相談、指導。	市町村	35人
知的障がい者相談員	知的障がい者に対する相談、指導。	市町村	20人
精神保健福祉相談員	心の健康相談、精神医療に係る相談や社会復帰相談、アルコール、認知症等の特定相談等精神保健福祉全般の相談。 各保健所では管内町村で巡回相談を実施。	各保健所 心と体の相談センター	19人
心と体の相談センター	身体障がい者の更生・援助の相談、指導。 知的障がい者に対する相談、指導。 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談、指導。 高次脳機能障がい者に対する相談、指導。	心と体の相談センター	18人
高齢者医薬品安全使用講座	高齢者を対象に、医薬分業の意味、正しい医薬品の使用方法等についての講習。	各保健所	—
不妊専門相談センター	不妊に関する悩みについて相談、助言を行うとともに、治療機関等の情報提供。 (電話相談、メールによる質問、予約による面接相談)	県立中央病院 (県委託)	—
しまね難病相談支援センター	難病に関する相談や情報提供を行うとともに、患者家族会の支援や就労支援等を実施。	財団法人島根難病研究所 (県委託)	2人

地 方 機 関 一 覧

平成22年4月1日現在

【行政機関】

機 関 名	概 要	所 在
保健所 (地域保健法 § 5)	○地域住民の健康の保持及び増進など地域における公衆衛生活動の中心となる機関 ○保健所の組織 ・総務保健部：総務グループ(総務担当)、健康増進グループ、医事・難病支援グループ、心の健康支援グループ(松江、出雲) (隠岐：総務医事グループ、健康増進グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ) ・環境衛生部：衛生指導グループ、環境保全グループ、検査グループ(浜田)、動物管理グループ(出雲)、食品衛生機動監視グループ、地域環境改善スタッフ(松江) (隠岐：環境衛生グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ)	松江：松江市 雲南：雲南市 出雲：出雲市 県央：大田市 浜田：浜田市 益田：益田市 隠岐： 隠岐の島町 (西ノ島町)
福祉事務所 (社会福祉法 § 14)	○福祉事務所については、町村の福祉事務所設置の進展(全町村設置)のため、平成21年3月末の西部福祉事務所廃止をもって県設置の福祉事務所は全て廃止された。 (法人・事業者等の相談指導、町福祉事務所の生活保護業務支援のため浜田市に地域福祉課石見スタッフを配置)	
保健環境科学研究所	○本県の保健・環境行政の科学的・技術的中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う試験研究機関 (平成21年3月をもって公の施設機能(県民等からの依頼検査)を廃止。) ○研究所の組織 ・総務企画情報グループ・企画調整・GLPスタッフ ・保健科学部：細菌グループ、ウイルスグループ ・環境科学部：湖沼環境スタッフ、大気環境グループ、水環境グループ ・原子力環境センター	松江市
各児童相談所 (児童福祉法 § 12)	○地域における児童福祉の専門的相談窓口であり、児童の権利を保障することを主たる目的とする行政機関 ○児童虐待をはじめとする養護相談の増加に対応するため、平成17年度から市町村にも児童家庭相談窓口が設置され、児童相談所においては専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援を行うこととされている。 ○専門職員として児童福祉司、ケースワーカー、児童心理司、児童指導専門員、嘱託医師等を配置。 ○平成17年度から、女性相談相談員を配置し女性相談業務を実施	中央：松江市 (隠岐の島町) 出雲：出雲市 浜田：浜田市 益田：益田市 ※ () は分室
食肉衛生検査所	○昭和56年にと畜検査体制を強化するために病理、細菌、理化学検査室を整備して設置した検査機関。 ○と畜場において、食用の目的でと殺された獣畜等について、と畜場法に基づく厳正な検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌の衛生対策や食肉中の抗生物質の残留防止など安全な食肉の供給に努めている。 ○平成13年10月からと畜場に搬入されたすべての牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施するとともに特定部位(頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部)の適正処理について指導している。	大田市

【公の施設】

機 関 名	概 要	所 在
総合福祉センター (東部・西部)	<p>○[視聴覚障害者情報センター] 視覚障がい者への情報提供や点字図書館の点字図書や録音図書等の貸出、聴覚障がい者への字幕(手話)入りのビデオカセットや情報機器の貸出、視聴覚障害の相談業務を行う機関として東部、西部に設置(視覚障害は西部のみ)。島根県社会福祉事業団へ運営委託。</p> <p>○[福祉人材センター] 社会福祉事業に従事する又は従事しようとする者に、就業の援助、研修の企画と実施、福祉に関する啓発広報を行う機関として東部にセンター、西部に分室を設置。島根県社会福祉協議会へ運営委託。</p> <p>○[母子福祉センター] 母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じ、生活指導及び生業の指導を行うとともに、その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として東部に設置。財団法人島根県母子会連合会に運営委託。</p>	<p>東部：松江市 (いさきプラザ島根内) 西部：浜田市 (いわみーる内)</p> <p>○指定管理者へ管理委託</p>
島根あさひ社会復帰促進センター診療所	<p>○平成20年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター(犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2,000人を収容する刑務所)」内に設置されている受刑者向けの診療所。</p> <p>○県が国から診療所の管理を受託。</p>	浜田市
松江高等看護学院 <業務委託>	<p>○准看護師免許取得者が看護師を目指すための養成所(2年課程)。修業年限3年の定時制。</p> <p>○松江市医師会へ管理運営業務を委託</p>	松江市
石見高等看護学院 <業務委託>	<p>○高校卒業者等が看護師を目指すための養成所(3年課程)。修業年限3年。</p> <p>○益田市医師会へ管理運営業務を委託</p>	益田市
わかたけ学園 〔児童自立支援施設〕 (児童福祉法 § 44)	<p>○不良行為を行うおそれのある児童や生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する施設。</p> <p>○平成2年度から施設内に小・中学校分校を併置して学校教育を実施。</p>	松江市
心と体の相談センター (身体障害者福祉法 § 11) (知的障害者福祉法 § 12) (精神保健及び精神障害者福祉法 § 6) (障害者自立支援法 § 78)	<p>○18歳以上の身体障がい者・知的障がい者を対象とし、専門的立場からの相談、判定、指導のほか市町村の依頼による医学的、心理学的、職能的判定を行う。</p> <p>○保健所等関係機関への技術的援助・協力を行うほか、精神障がい者に関する相談のうち、複雑または困難なものを対象とした業務を行う。</p> <p>○専門職として、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー等を配置。</p> <p>○高次脳機能障がい者支援拠点</p>	松江市
女性相談センター (売春防止法 § 34)	<p>○緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性に対し、生活各般の相談、指導および援護を行うための施設</p> <p>○「売春防止法」、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」に基づく相談・情報提供及び一時保護等の業務を行う。</p> <p>○女性相談員、生活援助員等を配置</p> <p>○平成18年度に、大田市にあった組織を松江市に設置し、これまでの組織は「あすてらす女性相談室」に再編</p>	<p>松江市、 (大田市)</p> <p>※()は分室</p>

いきいきプラザ島根といわみーる

	いきいきプラザ島根	いわみーる
オープン	平成7年7月	平成12年4月
所在地	松江市東津田町1741番地3	浜田市野原町1826番地1
面積	敷地面積：12,405㎡ 延床面積：10,858㎡	敷地面積：12,375㎡ 延床面積：6,776㎡
建物構造	本館：RC5F 実習棟：RCIF 温室：S1F	本館：RC4F 実習棟：SIF 温室：S1F
入居施設	県立東部総合福祉センター	県立西部総合福祉センター
	聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 母子福祉センター 貸出施設（研修室、体育室等）	西部視聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 貸出施設（研修室、体育室等）
	心と体の相談センター	県立西部社会教育研修センター
	その他の施設	その他の施設
	シマネスクくにびき学園東部校 いのちの電話（以下、独立法人） 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 社会福祉法人島根県共同募金会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 財団法人島根県母子会連合会 財団法人しまね自然と環境財団	シマネスクくにびき学園西部校

県 出 資 外 郭 団 体 一 覧

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
財団法人島根難病研究所		○老年医学等の研究を島根大学等との連携の下に実施し、医学研究の振興等を目指すとともに、併せて移植医療への支援等を行い、もって地域医療の向上に寄与する	○健康長寿しまねの推進に関する島根大学との共同研究 ○老年医学をはじめとした医学研究の実施 ○移植医療に関する知識の普及啓発等の実施（まごころバンク事業） ○難病相談支援事業 ○健診事業及び検査受託事業〔委託費〕 ・移植医療の推進 18,801千円 ・難病相談・支援センター事業 12,434千円 ・重症難病患者入院施設確保事業 4,477千円
○S51.3 設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 出雲市塩冶町 ○設立根拠 民法 § 34	○代表者名 理事長 江口博晴 ○基本財産 10,000千円 うち県1,000千円 (10%)		
財団法人島根県環境保健公社		○予防医学活動を主軸として、環境保健事業を推進し、島根県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する	○保健・環境に関する知識の普及と昂揚及び必要な調査と研究 ○がん、結核、その他生活習慣病等の健診及び検査 ○労働安全衛生法等に基づく各種健診、検査及び測定 ○衛生検査センター及び保健診療施設の設置経営 ○水道法及び食品衛生法に基づく各種検査 ○(財)予防医学事業中央会島根県支部、(財)日本対がん協会島根県支部、(財)結核予防会島根県支部
○S48.2 設立 ○医療政策課所管 ○所在地 松江市古志原 ○設立根拠 民法 § 34	○代表者名 理事長 田代 收 ○基本財産 1,000千円 うち県1,000千円 (100%)		
財団法人島根県障害者スポーツ協会		○障がい者がスポーツ活動を通じて、健康の増進及び自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、もって、障がい者福祉の向上に寄与する	○障がい者スポーツに関する調査研究及び広報活動 ○障がい者スポーツ指導者の養成 ○障がい者の各種スポーツ団体、地域組織等の育成、指導 ○障がい者スポーツ教室、大会等の開催 ○障がい者スポーツ功労者の表彰 ○障がい者スポーツの振興に関する事業の受託 (委託費) 障がい者スポーツ振興事業 38,953千円
○S54.5 設立 ○障がい福祉課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 民法 § 34	○代表者名 理事長 福井幸夫 ○基本財産 255,000千円 うち県200,000千円		

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
社会福祉法人島根県社会福祉事業団		○多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する	○第1種社会福祉事業 特別養護老人ホームの設置経営 障がい者支援施設の設置経営 肢体不自由者更生施設の設置経営 ○第2種社会福祉事業 保育所の設置経営 (委託費) 聴覚障がい者及び視聴覚障がい者情報提供施設の受託経営 54,720千円 老人短期入所事業、障がい福祉サービス事業等
○S40.7 設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 社会福祉法 § 22	○代表名 理事長 矢野正治 ○基本財産 30,000千円 うち県4,700千円 (15.7%)		
財団法人島根県生活衛生営業指導センター		○生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする	○生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 ○生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導 ○標準営業約款に関する営業者の登録 ○生活衛生関係営業に関する講習会、講演会等の開催又はその斡旋 ○生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供 ○(補助金) 生活衛生営業指導費補助金 20,217千円 (交付金) 生活衛生関係営業振興助成交付金 900千円
○S59.3 設立 ○薬事衛生課所管 ○所在地 松江市大輪町 ○設立根拠 民法 § 34 ○指定根拠 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 § 57の3①	○代表者名 理事長 鈴木 幸通 ○基本財産 4,100千円 うち県2,000千円 (48.8%)		